

雇用保険の手続きは、便利な電子申請で！！

来所による届出・申請は、**16時までの提出**をご協力お願いします。

★ 電子申請は、ハローワークに出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して申請・届出を行うシステムです。

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、多くの事業主の方に、**電子申請**をご利用いただいています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**来所による届出・申請**は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時まで**に提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

※16時を過ぎてお持ちいただいた場合、即時処理ができませんのでご了承ください。

※郵送の場合、郵送に伴うチェック作業等のため、来所や電子申請による届出・申請より所要時間が長くなりますので、ご了承ください。



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、**時間とコストをかけずに申請できます！**

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

- ▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。
電話番号：050-3786-2225 / F A X：050-3786-2226
e-Gov お問合せフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

- <参考マニュアル> ・オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
- ・雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
- ・e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。

